○近畿地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百八十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
丹波市青垣町遠阪字菜垣一一〇八番一から同市春日町七日市七五四番三まで	前	二一・六〇～三六・〇〇メートル	二四・三五三キロメートル
	後	二一・六〇～三五・〇〇メートル	二四・三五三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神戸市西区平野町下村字山下三三〇番四から同市西区平野町宮前字上松一二八番まで	前	二五・六〇～六五・〇〇メートル	〇・六〇七キロメートル
	後	二五・六〇～六五・〇〇メートル	〇・六〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十五号	神戸市西区平野町下村字山下三三〇番四から同市西区平野町宮前字上松一二八番まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第九百八号大和都市計画及び吉野三町都市計画下水道事業吉野川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十九年四月十二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第二千八十四号阪神間都市計画新住宅市街地開発事業北摂地区新住宅市街地開発事業

三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月二十三日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千六百七十八号阪神間都市計画道路事業三・四・二百十二号伊丹飛行場線及び三・四・七百八十一号昆陽千僧線

三　事業施行期間　自平成十一年九月三日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年近畿地方整備局告示第百五十九号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線及び三・三・五号国道百七十六号線

三　事業施行期間　自平成十三年十二月五日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千二百九十六号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線

三　事業施行期間　自平成十一年五月二十五日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし